

佐賀県告示第二百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安施設地区の指定をする予定である旨通知があった。

平成二十四年九月二十五日

佐賀県知事 古川 康

一 保安施設地区の予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から五十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱五十一号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

佐賀市富士町大字古湯字馬渡二一の一、二一一の一、二一一、二一五の

一、二三四の一地先

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

四 指定の有効期間

三年

（「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び佐賀市森林整備課に備え置いて縦覧に供する。）